



みんなで作ろう！

宮田村むらづくり基本条例

No. 4
発行：むらづくり
基本条例策定委員会
平成 26 年 11 月

住民・議会・行政部会

条例に載せたい項目を持ち寄り協議

第3回策定委員会

11月1日(土) 午後5時〜

むらづくり基本条例にどのような項目を載せたらいいのか、前回の委員会以降に住民、行政、議会部会がそれぞれ協議してきた結果が報告されました。



各部会の代表が集まった
第3回策定委員会

各部会ともワークショップなどを開催し、その中で出された意見をまとめながら、条例に載せたい項目の検討を行ってきました。3部会で約140項目が出されました。3部会に共通する項目を確認した後、意見交換が行われました。

各部会から出された 条例に載せたい項目の一例

- 条例に載せたい項目
 - ・ ワークショップなどで出された基になった意見
- 行政部会
 - ・ 積極的な情報発信
 - ・ 村は行政情報を積極的に提供

します。

- 住民ニーズの把握
 - ・ 積極的に地域に向き意見や要望の聴取に努めます。
- 職員の人材育成と能力向上
 - ・ 信頼される職員となるよう人材育成を行います。

住民部会

- 住民主役のむらづくり
 - ・ 行政主導でなく村民が考える村。
- 地域住民のつながりを大切に
 - ・ 隣人の顔が見える環境、お互いに声を掛け合います。
- 行政区への加入促進
 - ・ 行政区への加入を促進します。
- 議会部会
 - ・ 議会の役割
 - ・ 住民の代表として行政を監視すると共に政策を提言します。

- 資料の公開
 - ・ インターネットなどを活用して議事録を公表します。
- 個別議員の賛否公開
 - ・ 個々の議員の議案への賛否などを積極的に公開します。

今回出された全ての項目を、各部会へ持ち帰り、条例へ盛り込むべきかの検討を行ってこられたこととしました。今後の策定委員会で住民、議会、行政の3者が意見交換をして条例の項目を決定していきます。

出された全ての項目は、役場玄関ホールのむらづくりコーナーとホームページに掲載しますのでメールや提言箱などでご意見をください。

圖みらい創造課

☎ 85・3181



役場入り口のロビーに設置されている「むらづくりコーナー」